

「(仮称) 西山風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、西山風力合同会社（以下「本事業者」という。）が、新潟県柏崎市及び出雲崎町において、最大で出力 69,000kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、事業計画を検討するにあたり、対象事業実施区域の面積を縮減するなど一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業の実施により、工事中においては、工事用資材等の搬出入に伴う騒音が最大で 13dB、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で 10dB の増加、稼働後においては、風力発電設備の稼働に伴う騒音が最大で 6 dB 増加する予測結果となっているほか、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト 2020」（令和 2 年 3 月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ、準絶滅危惧種に分類されているハチクマ等の営巣及び繁殖が確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺はガン・カモ類、猛禽類等の渡りルートとなっており、対象事業実施区域の周辺にはガン・カモ類及びハクチョウ類の集結地も確認されている。

さらに、本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土地の改変が行われ、現状計画では、土工量が多いものとなっている。

くわえて、対象事業実施区域の周辺には、湧水、地下水の取水地点が存在する。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行った上で、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、本事業の実施により、工事中においては、工事用資材等の搬出入に伴う騒音は最大で 13dB、建設機械の稼働に伴う騒音は最大で 10dB の増加、稼働後においては、風力発電設備の稼働に伴う騒音は最大で 6 dB の増加と、それぞれ参考とした環境基準等は満足するものの、いずれも現況よりも騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、本事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な説明を実施するとともに、適切に事後調査を実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類等に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、「環境省レッドリスト2020」で絶滅危惧Ⅱ類に分類されているサシバ、準絶滅危惧種に分類されているハチクマのペアによる営巣及び繁殖が複数確認されており、特に 1 号機及び12号機の風力発電設備

については、本事業者が予測するサシバの営巣中心域内に位置しているほか、他の風力発電設備設置予定箇所においてもサシバ及びハチクマの飛翔が高い頻度で確認されている。

また、対象事業実施区域及びその周辺はガン・カモ類、猛禽類等の渡りルートとなっており、対象事業実施区域の周辺にはガン・カモ類及びハクチョウ類の集結地も確認されている。

これらのことから、本事業の実施により、繁殖への影響、風力発電設備への衝突及び移動の阻害等による鳥類等への重大な影響が懸念されるため、本事業の実施による鳥類等への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 1号機及び12号機の風力発電設備がサシバの営巣中心域内に存在していることや対象事業実施区域及びその周辺では、サシバ及びハチクマの多数の飛翔が確認されており、6号機、7号機、8号機、11号機及び12号機の年間予測衝突数が相対的に高くなっていることから、専門家等の助言を踏まえ、サシバ及びハチクマの営巣地から可能な限り離隔を確保するなどの風力発電設備の配置の変更や、ブレード塗装、シール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を検討し、適切に事業計画に反映すること。

イ サシバ及びハチクマの繁殖活動への影響が懸念されることから、工事中に繁殖状況のモニタリングを実施し、繁殖影響を回避・低減するため、必要に応じて、工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置を講ずること。また、サシバ及びハチクマの飛翔状況及び繁殖状況に係る事後調査を適切に実施し、営巣及び繁殖の放棄等の重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、衝突検知システム、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後にバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡・調整を行うとともに、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 土地の改変に対する環境影響

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により土工量が多くなっていることから、これらの設計及び工法に関して、更に詳細な検討を行い、土地の改変を可能な限り減らし、切土量及び盛土量の少量化を図るとともに、土地の安定性を確保すること。また、やむを得ず大き

な改変を行う場合においては、風車ヤード、道路を問わず、濁水の発生防止や土砂の流出について検討し、必要な対策を講ずること。さらに、盛土量の少量化を図ったことにより残土が発生する場合については、対象事業実施区域内での土捨場の設置による処分を優先せず、対象事業実施区域外に搬出し、再利用を図ることを検討すること。

くわえて、対象事業実施区域の周辺に湧水及び地下水の取水地点が存在していることから、対象事業実施区域の周辺における湧水及び地下水の利用状況の把握に努めるとともに、今後の事業計画の検討の際に地下水位に影響が無いよう留意すること。